

# ツキノワグマの捕獲に関する取扱い指針

福井県安全環境部自然環境課  
福井県農林水産部中山間農業・畜産課

ツキノワグマ（以下「クマ」という。）は、豊かな生態系を構成する上で重要な大型動物であり、その繁殖力は他の大型獣類と比べて弱く、保護管理を適切に行う必要がある。

第3期福井県第一種特定鳥獣保護計画（ツキノワグマ）（以下「特定計画」という。）に基づき、クマの保護管理と人身等の被害防止の観点から、有害捕獲<sup>※1</sup>におけるクマの捕獲方法や捕獲後の取扱い方法について下記のとおり取扱い指針を定める。

※1 鳥獣の管理を目的とする捕獲等のうち、野生鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害の防止および軽減を図るため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条に規定する鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等

## 1 有害捕獲の考え方

- ・集落でのクマの出没に対しては、迅速な問題個体の有害捕獲を実施し、人身被害防止に努めることとする。
- ・集落周辺では、集落等へクマが出没しないよう積極的に有害捕獲を行う。
- ・奥山では、人身被害防止等でやむをえない場合を除き、有害捕獲は行わない。
- ・錯誤捕獲された場合は、「4 放獣に関する留意事項」を参照の上、原則放獣しなければならない。
- ・農林水産業等の被害については、適切な防除対策により被害を軽減または防止することが可能であることから、防除を優先させることとし、捕獲は慎重な判断により実施することとする。

## 2 捕獲方法について

- ・原則、ドラム缶式はこわなによる捕獲とする。
- ・わなを設置する際は、人身被害を誘発しないよう設置場所に留意するとともに、集落住民等へ周知する。
- ・1日に1回以上は捕獲確認を行い、適正な管理に努める。

## 3 捕獲個体の捕殺・放獣の考え方について

- ・集落やその周辺に、繰り返し出没する場合や危険な出没の場合など、人身被害の危険性を生じさせるクマについては、原則、捕殺する。ただし、クマの地域個体群の安定的な維持の観点から、年間の捕獲上限数<sup>※2</sup>を上回る場合は、可能な限り放獣に努めるものとする。
- ・クマの放獣作業は危険であるため、麻酔薬等の投与による個体の不動化が可能な場合など、安全に放獣作業が可能な体制のもと、次項に留意して実施することとする。

※2 特定計画で定めた年間の捕獲上限数  
嶺北地域 120 頭、嶺南地域 36 頭

#### 4 放獣に関する留意事項

- ・集落付近において捕獲された場合など、その場で放獣することが適当でない場合は、奥山等の適切な場所へ移動させて放獣（移動放獣）することとする。
- ・移動放獣は原則同一市町内で行うこととする。
- ・移動放獣を行う場合は、事故防止の観点から、原則、麻酔をかけ、可能な限り耳標等により捕獲済認証を施し、クマの性別、体長や体重の計測および撮影を行い、放獣場所に運搬する。また、放獣場所で麻酔が完全に覚めたことを確認し、唐辛子スプレーや爆竹等により嫌悪条件付けを行ってから放獣することとする。その際、周辺的安全確認を十分行い、事故防止に努める。

#### 5 その他の必要事項

- ・市町は、迅速な有害捕獲が行える捕獲隊を組織するとともに、捕獲に際し、捕獲許可申請の手続きをはじめ県や警察との連携、地元住民等への情報提供等について、速やかに対応できる体制を整備する。
- ・市町は、捕獲、放獣および捕殺を行った場合、「ツキノワグマ出没情報収集配信システム」に必要事項を登録して、県自然環境課と県中山間農業・畜産課に報告する。
- ・有害捕獲により捕殺されたクマについては、市町は有害捕獲隊員の協力を得て、モニタリングに必要な試料や情報を採取し県へ提供するとともに、残渣については適正に処理する。また、必要に応じて、普及啓発のための資料として活用する。

H16. 10. 7作成

H17. 4. 1一部修正

H17. 5. 31一部修正

H18. 4. 1一部修正

H22. 4. 1一部修正

H23. 4. 1一部修正

H26. 4. 1一部修正

H28. 9. 14 一部修正

H29. 4. 1一部修正

R01. 10. 1一部修正

R04. 4. 1 修正